

川崎市地域・職域連携推進連絡会議運営要綱

27川健健第927号
平成27年9月1日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、青・壮年期の勤労者の健康水準を向上させ、市民の生涯を通じた継続的な健康管理を支援するため、関係機関の連絡調整を図ることを目的とした川崎市地域・職域連携推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 地域保健・職域保健の関係機関による事業の共同実施に関わること
- (2) 地域保健・職域保健に関する情報の共有に関わること
- (3) 地域保健・職域保健における健康課題と対応策に関わること
- (4) その他地域保健と職域保健の連携に関わること

(委員)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 職域保健関係機関
- (2) 地域保健関係機関
- (3) その他の関係機関
- (4) 学識経験者等

(事務局)

第4条 連絡会議の事務局は、健康福祉局保健医療政策部健康増進課に置く。

(連絡会議の招集)

第5条 連絡会議は、事務局が必要に応じて招集するものとする。

(個人情報保護)

第6条 連絡会議委員並びに事務局は、事業の実施にあたり、個人情報の保護について関係法令を遵守し、最大限の配慮を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。